

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

道路整備課

【公告】

- 平成三十年度公文書の開示の実施状況
- 平成三十年度個人情報保護制度の運用状況

総務学事課

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 随意契約の相手方の決定

県民生活交通課

- 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

治山課

【議案】

- 平成三十年度公文書の開示の実施状況
- 平成三十年度個人情報保護制度の運用状況

総務課

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動

〃

【公安委員会】

- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

交通指導課

（県例規集登載）

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

◎岡山県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 万善美作線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市大原字兼坂口六九九番二地先から美作市大原字大石上ミ五七三番二地先を 経て 美作市大原字大石下モ五七一番一地先ま で	新	一 二 ・ 〇 〽	一 八 九 ・ 五
美作市大原字兼坂口六九九番二地先から美作市大原字大石下モ五七一番一地先ま で	旧	三 ・ 〇 〽 五 ・ 五	一 八 九 ・ 五

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

◎岡山県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	万善美作線	美作市大原字兼坂口六九九番二地先から 美作市大原字大石上ミ五七三番二地先を経て 美作市大原字大石下モ五七一番一地先まで	令和元年五月三十一日

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

◎岡山県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業岡山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
岡山市	岡山県南広域都市計画 下水道事業 岡山公共下水道	昭和二十七年十月一日 から 令和八年三月三十一日 まで	収用の部分 平成二十八年岡山県告示 第二百五十八号の事業 地のうち岡山市北区芳賀 の一部、岡山市北区大内 田の一部を削り、岡山市 北区芳賀の一部を追加す る。 使用の部分 なし

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇〇〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数

一、二三六件

2 処理状況

開示

八一八件

一部開示

三四四件

非開示

一一件

公文書不存在

四〇件

取下げ

二三件

3 実施機関別内訳

知事

九九四件

教育委員会

四八件

選挙管理委員会

八件

人事委員会

二件

警察本部長

六六件

公営企業管理者

一一六件

公立大学法人岡山県立大学

二件

二 審査請求件数

五件

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇一〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数 一、六五三件

二 保有個人情報開示請求件数

1 請求件数 一四五件

2 処理状況

開示 一八件

一部開示 一一五件

非開示 七件

公文書不存在 四件

対象外 一件

3 実施機関別内訳

知事 三一件

教育委員会 四件

人事委員会 四件

公安委員会 一件

警察本部長 一〇五件

三 保有個人情報訂正等請求件数 〇件

四 保有個人情報利用停止等請求件数 〇件

五 簡易な開示請求による開示件数

1 開示件数 三二、〇七〇件

2 実施機関別内訳

知事 五二件

教育委員会 四、五〇二件

人事委員会 二二一件

警察本部長 二七、二八八件

公立大学法人岡山県立大学 七件

六 審査請求件数 四件

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇二〕 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和元年五月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉会菩提樹

三 代表者の氏名

佐藤和喜雄

四 主たる事務所の所在地

浅口市金光町大谷三〇一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者・精神保健問題をもつ人に対して、地域生活支援に係る事業を行い、彼らが社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるように、またそれぞれの環境や個人の状態に応じた、地域における必要な保健福祉サービスを総合的に利用しながら、文化的に豊かな生活を送ることができるよう支援すると共に、障害者に対する偏見・差別をなくしていく啓発等の活動を行い、だれもが安心して暮らしていける福祉社会の構築に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款変更に関する事項

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
平成三十一年度晴れやかネット拡張機能整備事業
- 二 契約期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県保健福祉部医療推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会
岡山市北区駅元町一九番二号
- 六 契約金額
六〇、七六九、三四一円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五〇一、四三三円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 認可年月日

令和元年五月十日

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年五月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

那岐池土地改良区

二 認可年月日

令和元年五月二十三日

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

〔二〇六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和元年五月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 美作一十	登 録 番 号	生 産 事 業 者	内 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
小林 亮太	氏 名 又 は 称	住 所	種 穂 の 採 取 幼 苗 の 育 成 幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成	小 林 亮 太 苗 畑 鏡 野 町 女 原 一 三 一 番 地
津山市院庄二六二番地市営住宅 二三号				

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数 十六件

2 処理状況

開示 九件

一部開示 七件

二 審査請求件数及び処理状況

1 審査請求件数 ○件

2 処理状況 なし

令和元年5月31日 岡山県公報 第12096号

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年五月三十一日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

- 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況
 - 1 請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし
- 二 保有個人情報訂正等請求件数 ○件
- 三 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件
- 四 簡易な開示請求による開示件数 該当なし
- 五 審査請求件数及び処理状況
 - 1 審査請求件数 ○件
 - 2 処理状況 なし

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和元年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい早島の未来をつくる会	中戸哲生	中戸哲生	都窪郡早島町早島五七一	平成三一・四・二四
さわだ順一後援会	中戸哲生	中戸哲生	都窪郡早島町早島五七一	〃 四・一一
重政ひであきと安心安全で豊かな暮らしを 考える会	重政秀明	重政秀明	笠岡市金浦一三一二	〃 四・四
保育推進連盟岡山支部	同 前 隆 志	吉 田 実	岡山市北区奥田南町一―一八	〃 四・二六

◎岡山県選管告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県総社市第一支部	江本公一	主たる事務所の所在地	総社市南溝手四一四一二	総社市西阿曾四〇五	平成三一・三・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
太田えいじ後援会	太田栄司	主たる事務所の所在地	岡山市北区佐山三三二	岡山市北区檜津六六六一五	平成三一・四・一三
岡山県社会保険労務士政治連盟	林光洋		〃 野田屋町二一一一一三	〃 野田屋町二一一一三旧岡	〃 四・一
〃	〃	会計責任者の氏名	神原隆兵	山あおば生命ビル七F	〃
環整連政治連盟岡山県支部	乗藤慎吾		藤岡敏修	富永優子	〃
河本勉後援会	戸田伸	主たる事務所の所在地	岡山市北区建部町宮地二二九	岡山市北区建部町宮地七七一一	〃 四・一〇
清水かおる後援会	清水薫	会計責任者の氏名	清水忍	西岡純子	〃 四・一九
瀬戸内政策研究会	松田忠和	主たる事務所の所在地	倉敷市美和二一六二〇一〇二二	倉敷市西中新田五四八	〃 四・二二
高原としひこ後援会	一井淳治		岡山市北区北方二一三三八一八	岡山市北区北方三一六一二〇	〃 四・一二
竹久たもつ後援会	竹久皓造	代表者の氏名	竹久皓造	竹久保	〃 三・二八
〃	〃	会計責任者の氏名	竹久保	竹久文秋	〃
東原とおる後援会	東原透	主たる事務所の所在地	岡山市北区真星二九五六一一	岡山市北区上土田一一九一一	〃 四・一七
松島幸一後援会	松島幸一		久米郡美咲町原田三二二二一一	久米郡美咲町久木一〇〇	〃 四・二五
守井ひでたつ後援会	森本修作		備前市吉永町南方一二二五一一二	備前市吉永町南方八五八一五	〃 四・八

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和元年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

西村まさみ岡山県後援会

代表者の氏名

西田宜可

解散年月日

平成三一・三・三一

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年五月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
太田 栄 司	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区佐山二二三	岡山市北区檜津六六六一五	平成三一・四・一三
東 原 透	東原とおる後援会	〃	〃 真星二九五六一	〃 上土田一一九一一	〃 四・一七
松 島 幸 一	松島幸一後援会	〃	久米郡美咲町原田三二二二一一	久米郡美咲町久木一〇〇	〃 四・二五

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「衣服はきもの」を「履物」に改める。

附則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。